

# 第1章 環境に関する愛媛県の概況

## 第1節 愛媛県の概況

### 1 地勢

本県は、県を東西に横断する中央構造線を境として北側には瀬戸内海に面した平野が広がり、南側には四国脊梁<sup>せきりょう</sup>をなす四国山地や雄大な四国カルストが広がっている。また、西日本一の標高を誇る石鎚山(1,982m)をはじめ多くの険しい山々や盆地が多数あり、全体的に山地の多い地形となっている。一方、瀬戸内海、宇和海には大小200余の島々が散在し、海、山両面の自然に恵まれた地形となっている。

県の総面積は5,677km<sup>2</sup>で、国土の1.5%を占め、全国第25位の広さとなっている。

海岸線は、約1,700kmにも及び、全国第5位にランクされており、日本の海岸線の約5%、四国の約48%の長さとなっている。県東部から中部にかけての瀬戸内海沿岸では、工業用地等として開発が進んだものの、貴重な遠浅の砂浜海岸が多く残されており、佐田岬半島から南の宇和海沿岸は、入り江の多いリアス式海岸となっている。

### 2 気候

愛媛県の北に広がる瀬戸内海は、南北に四国山地と中国山地、東西に本州・九州で囲まれており、瀬戸内海沿岸地域は、夏冬の季節風に対し常に山地の風下側に当たるため、降水量が少なく(年降水量1,281~1,690mm)、比較的温暖な(年平均気温16℃前後)半海洋・半内陸性の瀬戸内気候となっている。

一方、県南西部の宇和海沿岸地域や山間部は、瀬戸内海側と異なり、降水量も比較的多く(1,940~2,733mm)、冬には積雪もあり、この雨や雪は、降水量の少ない瀬戸内海沿岸地域にとっては貴重な水資源となっている。

### 3 人口

平成17年国勢調査によると、総人口は、146万7,815人(男691,677人、女776,138人)で、日本の総人口の1.15%を占め、全国第27位、四国では第1位となっている。

### 4 産業等

事業所数(平成18年10月1日時点)は71,594所、就業者数(平成18年10月1日時点)は60万9,667人、県内総生産(平成18年度)は4兆9,547億円となっている。

従業者4人以上の工業事業所数(平成19年12月31日時点)は2,750事業所、従業者数は8万3,726人、製造品出荷額等は4兆3,406億円(全国シェア1.3%、第24位)となっている。

商業事業所数(平成19年6月1日時点)は19,600店、従業者数は11万9,974人、商品年間販売額は3兆5,374億円(全国シェア0.6%、第28位)となっている。

農業産出額(平成19年)は1,237億円(全国シェア1.5%、第25位)、果実生産額(平成19

年)は420億円(全国シェア5.6%、第6位)となっている。

県内の林野面積(平成17年2月1日時点)は、400千ha(全国シェア1.61%、第23位)となっている。

海面漁業・養殖業の生産量(平成19年)は、17万0,841 t(全国シェア3.0%、第14位)となっている。

また、県内の自動車保有台数(平成20年3月31日時点)は、100万3,273台(全国シェア1.27%、第26位)となっている。

出典：「統計からみた愛媛県の地位」(愛媛県統計協会)など

## 第2節 愛媛の環境の概況

### 1 環境政策の動き

本県では、健康で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を県民、事業者、行政が一体となって創造し、将来の世代に引き継いでいくため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定するとともに、平成8年3月には愛媛県環境基本条例を制定し、環境保全についての基本理念を定め、県や市町、事業者、県民の環境保全に係る責務を明らかにし、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

また、さわやかな環境先進県えひめを目指して、環境創造のための先進的技術の開発や施策、自然環境再生の検討、研究等を総合的かつ計画的に実施するため、平成12年4月1日に愛媛県環境創造センターを設立し、環境微生物による水質浄化技術の開発やバイオマスに関する調査研究を行うなど、「環境創造プロジェクト」を展開している。なお、「えひめ環境基本計画」を策定中である。

#### ○地球温暖化問題について

平成17年3月に、長年、産業型公害の防止に積極的に取り組んできた愛媛県環境保全協会が特定非営利活動法人となったのを機に、同年4月に同協会を愛媛県地球温暖化防止活動推進センターに指定した。県は、同センターが行う普及啓発事業や地球温暖化防止活動推進員等研修会を共催するなど、同センターと連携を図りながら、県民の地球温暖化防止の意識向上に努めている。また、平成20年6月16日には「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」の設立総会を開催し、地球温暖化防止県民運動の開始を宣言し、県民、事業者及び行政が一体となって温暖化対策を推進している。なお、「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定中である。

#### ○環境影響評価について

環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外の事業について環境影響評価を義務付けるため、平成11年3月に、愛媛県環境影響評価条例を制定した。

#### ○瀬戸内海の環境保全について

平成15年5月の改定の際に瀬戸内海の自然環境を保全するため、海砂利採取の禁止を盛り込んだ「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」について、平成20年5月に、海砂利採取禁止の継続なども盛り込んだ再改定を行った。

#### ○県職員の環境配慮について

環境先進県づくりを進める各種の施策や事業活動における環境配慮を積極的・継続的に徹底するため、県の本庁において国際規格ISO14001の導入を図り、平成14年11月27日から平成20年

11月26日に自己宣言するまでの6年間認証を受け、環境配慮活動に取り組み、現在その活動で得たノウハウを基に独自の環境マネジメントシステムの構築を目指している。独自システム構築後は地方機関も含めた全庁で取り組むこととしている。

#### ○自然保護について

県内の自然生態系を保全し、生物の多様性を確保していくための基礎資料とするため、平成11年度から4箇年をかけて県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その希少性の評価や生息・生育状況を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック」を平成15年3月に作成し、その成果を踏まえ、平成17年2月に「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を策定した。また、平成20年3月に「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定し、同条件に基づき9月には「愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針」を定め公表するとともに、捕獲等を禁止する「特定希少野生動植物」、開発等の行為を規制する「特定希少野生動植物保護区」を指定した。

#### ○循環型社会の構築について

平成17年3月に策定した「第二次えひめ循環型社会推進計画（平成17～22年度）」の中間見直しを平成20年2月に実施し、一般廃棄物の排出量や最終処分量、リサイクル率などの目標値を更にレベルの高いものに再設定した。

また、平成17年3月には、廃棄物の減量及び処理に関する基本方針と目標を定めた「愛媛県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理法に基づく国の方針を踏まえ、平成22年度における一般廃棄物（ごみ）、産業廃棄物の減量化目標値を定めた。

さらに、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用等に要する費用に充てるため、平成19年4月に資源循環促進税を導入した。

#### ○土壌汚染防止対策等について

廃棄物まがいの土砂等の埋立てを規制するため、平成12年3月に「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定した。

また、平成21年4月の土壌汚染対策法の改正により創設された、汚染土壌処理業の許可制度の円滑な施行のため、平成22年2月に「愛媛県汚染土壌処理業の許可等の申請に関する指導要綱」を制定した。

## 2 生活環境

### (1) 大気環境

大気汚染とは、工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙や自動車から排出される汚染物質及び光化学オキシダントなどの二次汚染物質によって空気が汚れ、人の健康や生活環境に悪い影響を与えるような状態のことである。

そのため、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法等に基づき、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の10物質について環境基準が定められている。

平成20年度の大気常時測定局における測定結果は、二酸化硫黄、一酸化炭素及び二酸化窒素については前年度に引き続き、浮遊粒子状物質については4年振りに、すべての測定局で

環境基準を達成している。しかし、光化学オキシダントについては、前年度と同様、すべての測定局で環境基準値を超えた時間があり、5月26日に、1地域で光化学スモッグ注意報を発令した。

また、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類については、前年度に引き続いて、すべての地点で環境基準を達成している。

さらに、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が微小なため特に人の健康に影響を及ぼす怖れがあるとして、平成21年9月に微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が告示されたところである。

## (2) 水環境

水質汚濁とは、工場・事業場、家庭などから排出される污水によって河川や海域の水質が悪化したり、水底の土砂が汚染される現象である。一般に河川や海には汚れをきれいにする自然の働きがあるが、汚れがひどくなるにつれこの自浄作用が働かなくなる。

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法等に基づき、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について定められている。健康項目に関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成・維持されるよう努めるものとされている。一方、生活環境項目に関する環境基準は、公共用水域について利水目的に応じて水域類型が指定され、それぞれの水域類型ごとに基準値及び達成期間が設定されている。

平成20年度の公共用水域の測定結果は、健康項目（26項目）（平成21年11月に1,4-ジオキサンが追加され現在は27項目）については、河川（39地点）、湖沼（6地点）及び海域（24地点）のすべての地点で環境基準を達成している。生活環境項目については、代表的な水質指標であるBOD（河川に適用）及びCOD（湖沼及び海域に適用）について、県内の56水域のうち49水域で環境基準を達成（達成率88%：前年度88%）している。全窒素及び全リンは、すべての海域で環境基準を達成した（前年度：全窒素・全リンともに100%）。

平成20年度の地下水の水質測定結果については、定期モニタリング地点73地点のうち、1地点でテトラクロロエチレン、1地点で砒素、26地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していた。

また、概況調査においては、ふっ素が27地点中2地点で環境基準を超過していた。

平成20年度のゴルフ場事業者自らが主要な農薬を対象に排水口等で水質調査を実施する自主水質検査は、前年度に引き続いて、環境省の指針値等を超過したものはない。

平成21年度の県内の主な水浴場（30箇所）の水質調査結果は、前年度に引き続いてシーズン前及びシーズン中ともにすべての水浴場で遊泳可能であった。

## (3) 騒音

騒音は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害といわれている。また、騒音の発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関など多種多様である。

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、一般居住環境騒音、自動車騒音及び航空機騒音等について、都市計画法に基づく用途地域の指定などの地域の土地利用状況に応じて地

域の類型が指定され、時間帯によって区分されている。本県では、10市1町について、環境基準の類型指定が行われている。

平成20年度の騒音調査結果は、一般地域については、37地点のうち31地点で昼夜間ともに環境基準を達成している（達成率83.8%：前年度75.9%）。自動車騒音（道路に面する地域）については、県内の道路交通センサス区間のうち7区間で「面的評価」を実施し、5区間で昼夜間ともに環境基準を100%達成した。また、面的評価を実施した全戸数1,586戸のうち、1,537戸が環境基準を達成している（達成率97%：前年度85%）。

また、松山空港周辺の航空機騒音の調査結果は、前年度に引き続きすべての地点（4地点）において、環境基準を達成している。

#### **(4) 振動**

振動は、騒音と同様に感覚公害であり、発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関等多種多様であり、中には物的被害が生じる場合もある。

本県では、工場・事業場及び建設作業による振動を規制するため、振動規制法に基づき、10市について規制地域の指定と、規制基準及び要請限度の設定が行われ、各市町が道路交通振動の調査を実施している。

平成20年度の道路交通振動の調査結果は、前年度に引き続いてすべての地点（10地点）で要請限度を下回っている。

#### **(5) 悪臭**

悪臭は、不快感を与え、食欲不振や頭痛をもたらすなど、人の健康や生活環境を保全する上で問題となり、また、よい香りでも強すぎると不快に感じたり、人によっては感じ方が異なるなど、感覚公害といわれている。

本県では、悪臭防止法に基づき、悪臭が発生するおそれのある工場が立地している4市1町について規制地域の指定を行い、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など22物質について規制基準を設定している。また、悪臭の発生が予想される主要な事業場等に対し、各市町が立入検査を実施している。

平成20年度は、松山市及び新居浜市を除く8事業場について219検体の悪臭物質の測定が行われたが、基準値を超過した事業所はなかった。

#### **(6) 土壌環境**

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法等に基づき、カドミウム、ジクロロメタン、ダイオキシン類など28物質が設定されており、県では、事業者、土地所有者等に対して、設備増設等に伴う土地改変の機会をとらえて汚染状況の的確な把握と適切な対策の実施を指導している。

平成15年2月には、顕在化する土壌汚染の増加を踏まえ、有害物質を取り扱っている事業場等が、土壌汚染の有無が不明なまま放置され、人への健康影響が生じてしまうことを防ぐことを目的として、土壌汚染対策法が施行され、有害物質使用特定施設の使用廃止時等の土壌汚染状況の調査、汚染された土地の指定、健康被害の防止のための汚染の除去等の措置などが定められた。

また、平成21年4月には、法に基づかない土壌調査の増加や汚染土壌の不適正処理による

汚染の拡散等に対応するため、土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、新たに一定規模以上の土地の形質変更届出や汚染土壤処理業の許可制度などが定められ、平成22年4月から施行（平成21年10月一部施行）されることとなっている。

なお、本県では、土壤汚染対策法に基づいて指定した汚染区域はない。

## (7) 環境放射能

私たちは、日常生活において、大地、建物等に含まれるウラン系列、トリウム系列、カリウム等の自然放射性物質及び日常摂取している食物中に含まれる自然放射性物質などからの放射線や、絶えず宇宙の彼方から飛んでくる宇宙線により、年間約1.1mSv(ミリシーベルト)の自然放射線を受けているほか、空気中のラドンなどの吸入により、年間約1.3mSvの自然放射線を受けている。

一方、原子力発電所の設置、運転に伴う放射性物質の放出規制は、原子炉等規制法で定められており、さらに原子力安全委員会の指針により施設周辺の公衆の受ける線量目標値を実効線量として年間0.05mSv以下とするよう原子力発電所が設計、運転管理されている。

本県では、伊方発電所周辺にモニタリングステーション等を設置し、環境放射線のテレメータによる常時監視を行っている。平成20年度の環境放射線等調査結果は、県モニタリングステーション1箇所及び県モニタリングポスト7箇所における空間放射線の線量率の1時間平均値が11～70nGy(ナノグレイ)/時、29地点の積算線量が年間312～513 $\mu$ Gy(マイクログレイ)であり、土壤、農水産物等の環境試料中の放射能レベルも含め、これまでの測定値と同程度で、発電所からの影響は認められなかった。

また、伊方発電所周辺における放射能監視と現地における伊方発電所の安全確認の機能を統合・強化するため、発電所立地地域において、平成20～22年度で「伊方原子力発電所安全監視センター(仮称)」を整備する計画であり、平成20年度は、用地取得及び施設設計を実施し、平成21年度から平成22年10月の開所を目指し施設の建設工事にとりかかっている。

なお、監視用の機器については、平成20年度はモニタリングステーション及びモニタリングポスト6局の放射線検出器を更新整備する等、計画的に最新の機器に更新している。

## (8) 有害化学物質

### ① ダイオキシン問題

ダイオキシン類は、燃焼過程や化学物質の合成過程で非意図的に生成される化学物質であり、極めて強い毒性があり、分解されにくいいため、微量の排出によって大きな影響を及ぼすおそれがある。このため平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が公布され、耐容1日摂取量(ヒトが一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日当たりの摂取量)、大気、水質、土壤の環境基準や、施設からの排出規制基準などが定められた。また、平成14年9月から、底質の環境基準が新たに設定された。

更に、平成14年12月1日から、ダイオキシン類対策特別措置法で定められている排出基準の強化及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物焼却炉の構造基準が焼却能力200kg/時未満の廃棄物焼却炉にも適用されることになった。

平成20年度のダイオキシン類の環境調査結果は、大気については、19年度に引き続いて四国中央市、新居浜市、今治市、八幡浜市、宇和島市、西条市の6地点で調査を実施した

が、いずれの地点も環境基準を達成していた。土壌については、四国中央市など6市6地点で調査を実施したが、いずれの地点も環境基準を達成していた。また、小田川、今治海域などで水質（6地点）及び底質（6地点）の調査を実施したが、いずれも環境基準を達成していた。

また、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象である廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者が同法の規定に基づき実施する、排出ガス、排出水等のダイオキシン類の平成20年度の自主測定結果について、大気関係152施設、水質関係10事業場から報告があり、廃棄物焼却炉1施設において基準超過があった。その施設については、設置者が使用停止し、当該施設はその後廃止された。なお、設置者は周辺土壌中のダイオキシン類の分析を実施し、周辺環境に影響がないことを確認している。

その他の施設については、すべて排出基準に適合していた。

## ② PRTR法

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づき、製造業など23業種などの一定規模以上の事業所は、平成14年度からベンゼン、ダイオキシン類などの指定化学物質の排出量等について国へ届出することが義務付けられている。

平成21年2月に公表された平成19年度の排出状況等の集計結果による本県の状況としては、516事業所（前年度548事業所）から届出があり、届出された化学物質は物質137（前年度物質141）で、環境への総排出量は5,145t/年（前年度5,354t/年）となっており、そのうち97.3%が大気、2.7%が公共用水域への排出となっている。

## ③ 環境ホルモン

外因性<sup>ないぶんびつかくらん</sup>内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）は、その働きや健康への影響について科学的に未解明な点が多く、人の健康や生態系に世代を越えた影響を及ぼす危険性が指摘され、その対策が緊急の課題となっていることから、国では、平成10年度から関係省庁が一体となり、人や生物への影響調査、全国の河川や海域での実態把握等に取り組んでいる。県においても、平成14年度から3年計画で公共用水域及び事業場排水の調査を実施し、平成17年度からは引き続き<sup>かくらん</sup>内分泌攪乱作用が確認された物質を中心に調査を継続している。平成20年度は魚類に対する<sup>かくらん</sup>内分泌攪乱作用が確認された4物質について公共用水域5地点で調査を実施したが、いずれも検出されなかった。

なお、これらの物質は、人に対する<sup>かくらん</sup>内分泌攪乱作用の有無やその程度が明らかにされておらず、環境上の基準が定められていないことから、健康への影響等環境保全上の評価を行うには、今後、更に科学的知見の集積に努めていく必要がある。

## 3 廃棄物

### (1) 一般廃棄物

本県の平成20年度末のごみ・し尿処理施設整備状況は、ごみ焼却施設23施設【ごみ燃料化施設（RDF）2施設を含む。】（1,924t/日）、リサイクルプラザ・センター8施設（112t/日）、し尿処理施設19施設（1,495kℓ/日）、コミュニティ・プラント8施設が整備されている。

平成20年度（速報）のごみの年間総排出量は、約49.5万t（前年度約52.8万t）で、ごみ処理量の77.5%が直接焼却処理（前年度73.9%）、3.1%が直接埋立処分（前年度3.6%）されている。また、リサイクル量（集団回収量を含む）は、約7.7万t（前年度約8.7万t）で、リサイクル率は、15.5%（前年度16.5%）となっている。

一般廃棄物の容積比で6割を占めるびん、缶、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の排出抑制及び再商品化の促進を図るため、市町では、計画に基づいて容器包装廃棄物の分別収集に取り組んでいる。容器包装廃棄物の分別収集の状況は、平成20年度で収集量24,943t、再商品化量24,903tとなっている。

平成20年度の一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類濃度測定結果は、市町のごみ焼却施設からのダイオキシン類排出濃度は0.00～1.4 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>、平均値0.18 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>（前年度0.59 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>）であり、平成8年度（18.0 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>）に比べて69.5%減少している。民間設置のごみ焼却施設は稼働実績なし又は休止中である。

## (2) 産業廃棄物

県内における産業廃棄物は、年間約951万t（平成16年度）の大量かつ多様な性状のものが排出されており、これらの適正処理を徹底し、不法投棄等の不適正処理に起因する水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭といった二次公害を防止し、生活環境の保全を図る必要がある。本県では、県内における産業廃棄物処理の実態や将来予測、県の講ずべき施策など、本県の産業廃棄物処理の基本的方向を示す愛媛県産業廃棄物処理計画に基づき、県民一体となった適正処理の推進に努めている。特に年間1,000t以上（特別管理産業廃棄物については、年間50t以上）の多量排出事業者に対しては、（特別管理）産業廃棄物処理計画の作成を指示し、適正処理の確保や排出抑制・減量化・リサイクルを推進するなどして、資源化率、減量化率の向上に努めている。

## 4 自然環境

自然は人間生活に限りない恩恵を与えるものであることを深く認識し、県内の豊かな生態系とそれを育む優れた自然環境を県民共有の財産として守り、次の世代に継承していくことは、私達の重要な使命である。

### (1) 自然環境の保全

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、昭和32年に自然公園法が制定され、さらに、自然保護行政を総合的に推進するため、昭和47年に自然環境保全法が制定され、自然環境保全の基本方針の策定や自然環境保全地域の指定などが行われてきた。

本県では、昭和33年に愛媛県立自然公園条例を、昭和48年に愛媛県環境保全条例（平成8年に愛媛県自然環境保全条例に改称）を、また、昭和55年には愛媛県自然海浜保全条例を制定し、諸施策を実施してかけがえのない愛媛の自然を守り、育て、良好な生活環境の確保に努め、うるおいとやすらぎのある郷土づくりを進めてきたところである。

現在、県内には、国立公園2、国定公園1、県立自然公園7、計10箇所自然公園と3箇所自然環境保全地域（国指定1、県指定2）及び23箇所の自然海浜保全地区が指定されており、その面積は43,068ha、県土の約7.6%に及んでいる。



## (2) 生物多様性の確保

人類は地球生態系の一員として他の生物と共存し、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用している。しかし、近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行するなど、生物の生息・生育環境の悪化や生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきた。

このようなことを背景に、希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護を目的とする既存の国際条約（ワシントン条約、ラムサール条約等）を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みの必要性が議論されるようになり、平成5年に168の国と機関が署名し生物多様性条約が発効した。

日本は平成4年に、この条約に署名し、その後、条約上の義務を履行するための行政上又は政策的な措置として生物多様性国家戦略を平成7年に策定し、これまでに2度にわたる改訂を行うとともに、平成20年には生物多様性政策の基本原則を定めた生物多様性基本法を制定している。

本県においても、絶滅の危機に瀕している野生動植物の現状を明らかにした「愛媛県版レッドデータブック」（平成15年3月作成）を踏まえ、平成17年2月に、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本的考え方や実施すべき保護施策を取りまとめた「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を策定し、この指針に掲げる8つの施策を総合的かつ計画的に実施している。平成20年3月には「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定し、この条例を軸として、県民総ぐるみで県内の野生動植物の多様性の保全に取り組んでおり、平成21年3月には県内で特に保護を図る必要が認められる13種を「特定希少野生動植物」として指定するとともに、6地区を「特定希少野生動植物保護区」に指定した。

## 5 地球環境問題

近年、人類の生存基盤を脅かす問題として、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境問題が生じている。この地球環境問題は、一般的に「被害や影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題」といわれており、従来の地域的、国内的な取組だけでは、対応が困難な問題であり、国際的な取組が必要とされるものである。

地球環境問題は、先進国における生活様式の変化等によるエネルギー、資源の消費拡大、経済活動の国際化などにより引き起こされ、さらには、開発途上国における貧困・人口急増と都市集中等による環境悪化などが絡み合って年々深刻さを増している。

### 【地球環境問題】

- |        |             |            |
|--------|-------------|------------|
| ○地球温暖化 | ○オゾン層の破壊    | ○酸性雨       |
| ○森林の減少 | ○有害廃棄物の越境移動 | ○野生生物の種の減少 |
| ○砂漠化   | ○開発途上国の公害問題 | ○海洋汚染      |

このような地球環境問題の深刻化を背景として、1987年に国連の「環境と開発に関する世界委員会」は、「持続可能な発展」を提唱し、1992年には、地球サミットが開催され、「リオ宣言」と、その諸原則を実現するための21世紀に向けた具体的な行動計画「アジェンダ21」が採択された。現在、世界各国で地球環境問題に対する様々な取組が行われているが、特に、石炭・石油などの化石燃料の大量消費による地球温暖化問題をはじめ、冷蔵庫やエアコンなどの冷媒に使用さ

れているフロン放出による成層圏のオゾン層の破壊、工場や自動車から排出される硫黄酸化物などを原因とする酸性雨の問題などについては、地球規模での取組が積極的に行われている。また、地球温暖化問題にあつては、平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された「京都議定書」が平成17年2月に発効し、世界各国が協力して温室効果ガスの削減対策を講じることとなった。

#### (1) 本県における温暖化防止の取組

平成8年3月に策定した「愛媛県地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、県民、事業者に対する温暖化対策の促進に努めていたが、平成14年3月にこの計画を見直し、新たに「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定し、平成22年（2010年）において県内の温室効果ガス排出量を平成2年（1990年）比でおおむね6.0%削減する目標を掲げ、県民、事業者、市町などの理解と協力を得ながら着実に地球温暖化対策を推進していくこととしている。

また、県自らの事務、事業における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を図るため、平成13年3月には「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定し、県庁舎や地方局などすべての県の機関において、省エネ、省資源対策などに積極的に取り組んできたが、平成17年度で第一次計画（平成13～17年度）の期間が満了となり、これまでの実績や法改正等を踏まえ、平成18年3月に新たに第二次計画（平成18～22年度）を策定し、平成22年度までに二酸化炭素を平成16年度実績比で10%以上削減することを目標に、進捗状況の公表や職員の意識向上を図るなど、更なる温暖化対策を推進することとしている。

さらに、平成20年度は四国4県が連携して取り組む温暖化対策事業として、四国4県が組織する四国地球温暖化対策推進連絡協議会が主体となってクールビズ四国キャンペーンを実施し、夏季の適正冷房（28℃）及び軽装勤務（ノーネクタイ・ノー上着等）の推進によって電力使用量を抑えるとともに、四国独自のライトダウンキャンペーン「ムーンナイトSHIKOKU」を実施し、県民が日常的な温暖化対策を実践するきっかけづくりとして、中秋の名月の9月14日の午後8時から10時まで四国内のライトアップ施設や広告塔等の一斉消灯を行い、家庭やオフィスなど民生部門の省エネルギーと二酸化炭素（温室効果ガス）排出量削減の啓発に努めたところである。

#### (2) オゾン層保護対策

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、業務用冷凍空調機器、カーエアコンの関係事業者に対するフロン回収・破壊の必要性の普及啓発に努めるとともに、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）及び使用済自動車（カーエアコン）に係るフロン類回収業者等の登録を行う等、法の適正施行に努め、フロン類の回収促進に努めている。

さらに、21年度からは、建設リサイクル法一斉パトロールに合わせて、解体工事現場への立入検査を実施するとともに、緊急雇用対策事業を活用し、愛媛県冷凍空調設備工業会に委託して、フロンの回収に係る設備業者や解体業者等を直接訪問し法令遵守を啓発する事業を実施している。

#### (3) 酸性雨実態調査

酸性雨については、県内での顕著な影響は見られていないが、平成2年度から県内3箇所での酸性雨の実態調査を実施し、その実態把握に努めている。

## 6 アスベスト問題

平成17年6月に、兵庫県のアスベスト製品製造工場から公表された従業者等の健康被害実態を契機として、県民の健康被害の防止と不安感の解消を図るため、様々なアスベスト対策を実施している。

### (1) 特定粉じん排出等作業に対する指導及び周辺環境測定の実施

特定粉じん（アスベスト）排出等作業については、大気汚染防止法に基づく届出が義務付けられており、届出のあった工事現場などについて、保健所が立入調査を実施し、法令に規定する作業基準の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて解体等工事現場などにおいて衛生環境研究所が周辺大気環境調査を実施し、周辺への影響がないことを確認した。

また、県内の一般環境における大気中アスベスト濃度（バックグラウンド）調査を実施し、解体等工事現場周辺環境調査結果を評価するうえでの基礎資料を収集した。

表1-1-1 立入検査及び環境調査実施状況

区 分	件 数	備 考
保健所による立入検査件数	55件	松山市分を除く。
衛生環境研究所による周辺大気環境調査実施件数	7件	・調査結果（空气中石綿濃度範囲）： 0.057本/L未満～0.11本/L ・調査対象現場所在市町：西条市、今治市、東温市、伊予市、宇和島市(2)、松前町
衛生環境研究所による一般環境調査実施件数	12件	・調査結果（空气中石綿濃度）： 0.057本/L未満 ・試料採取場所：新居浜市、松山市、宇和島市

### (2) 県有施設のアスベスト対策

平成17年度にすべての県有施設（1,123施設）を対象として吹き付けアスベスト等の使用実態とアスベスト含有率分析調査を実施し、使用が確認された21施設について、県民利用の多い施設については室内大気環境調査等を実施して安全を確認するとともに、平成17・18年度に除去等の対策を実施したが、平成20年1月に他県等の施設において、国内で未使用とされていたトレモライト等3種類のアスベストの使用が確認されたこと等から、平成20年度に再調査を実施したところ、5施設で新たにアスベスト使用が確認された。

なお、これらの施設については、平成21年度以降に必要な対策をとることとしている。

表1-1-2 新たにアスベスト使用が確認された県有施設

種 別	施設名称	使用箇所	分析結果	所在市町
その他吹き付け	県立今治病院	階段天井	クリソタイル0.1%超	今治市
	県立新居浜病院	廊下天井	クリソタイル0.1%超	新居浜市
	えひめ青少年ふれあいセンター	音楽芸能室天井	クリソタイル0.1%超	松山市

	県立津島高校	卓球場控室壁面	トレモライト・アクチ ノライト 0.1%超	宇和島市
	大野原荘	和室天井	クリソタイル 0.1%超 アモサイト 0.7%	東温市